

令和 6 年度事業計画

令和 5 年中に富山県内で発生した交通事故の発生件数、負傷者数は、平成 13 年以降 23 年連続で減少し、交通事故死者数も、令和 4 年の 34 人と比べて 3 人減少し、31 人となりました。

しかしながら、全死者に占める高齢者の割合が高い水準にあるなど、引き続き、あらゆる機会を通じて、交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故防止の徹底を図る必要があります。

このため、当協会は、富山県交通安全活動推進センターとして、関係機関・団体等と一層緊密に連携し、次のとおり、県民に対する交通安全活動推進事業を開発するとともに、交通安全に関する公益目的事業等を推進し、県内における交通道徳の向上と交通事故防止に努めます。

【第 1 公益目的事業に関する事項】

I 県民に対する交通安全活動推進事業

事業項目	事業内容
1 交通安全県民運動事業	(1) 「みんなで進める交通安全県民運動」の推進 富山県交通対策協議会の「令和 6 年度富山県交通安全推進計画」において示された「みんなですすめる交通安全県民運動」を、年間を通じて計画的かつ効果的に推進します。 ア スローガン 「ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪」 イ 基本運動 3 up 運動（マナー up、チェック up、ライト up） ウ 推進項目 ① 高齢歩行者の交通事故防止「たっしゃけ 気つけられエ運動」 ○ 横断歩道の利用促進と斜め横断しない正しい横断方法の周知と実践 ○ 高齢者宅への訪問活動の強化と街頭啓発の推進 ○ 自発光式を含む反射材用品の自発的かつ継続的な着用の促進 ○ 認知症高齢者に対する見守り活動の推進 ○ 高齢者にやさしい思いやり運転の実践 ○ 「ヒヤリマップ」の作成による危険個所の周知と安全行動の実践 ② 高齢運転者対策の推進 ○ 高齢運転者に対する補償運転の推奨と安全運転サポート車（サポカー）及び既販車への後付けの安全運転支援装置の普及啓発

- 高齢運転者に対する事故分析に基づく効果的な交通安全教育の推進
- 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進と標識表示車への保護意識の醸成
- 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- 運転免許証の自主返納者に対する支援の充実と自主的に返納しやすい環境の整備とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- 軌道内への誤進入や高速道路等での逆走など緊急時の対応や措置の周知と対策の推進
- ③ 横断歩道における交通安全対策の推進
 - 横断歩道手前の減速義務や一時停止など横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知・徹底
 - 横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
 - 運転者への横断の意思表示など正しい横断方法の周知と実践
 - 「ながらスマホ」「歩きスマホ」の危険性の周知
- ④ 自転車等の安全利用の推進
 - 自転車ルール・マナー遵守と自転車運転者講習制度の周知

※自転車運転者講習制度とは、3年以内に信号無視等の違反により、反復して取締りを受けたり事故を起こした自転車運転者に対する講習制度
 - 体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚
 - サイクル安全リーダーの育成及び活動の推進
 - 自転車損害賠償保険等の周知と加入の促進
 - 自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進
 - 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの周知と広報啓発の促進
- ⑤ 全座席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進
 - 全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の促進
 - 体験型などの各種交通安全教室
 - チャイルドシートの正しい取付け要領の普及支援
 - 家庭・職場及び交通街頭活動時等におけるひと声運動
- ⑥ 飲酒運転の根絶

	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコールの影響、飲酒運転の悪質性・危険性、車両等・酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進 ○ 家庭・地域・職場等における飲酒運転防止（二日酔い含む）の声かけ・気運の醸成 ○ 企業・事業所及び酒類を提供する飲酒店等と協力・連携したハンドルキーパー運動の普及啓発の推進 ○ 飲酒の機会における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進 ○ 経営トップや安全運転管理者、運行管理者による業務前後の目視での酒気帯びの有無を確認することやアルコール検知器を用いた「検査」を確実に実施する等、社内一丸となった安全運転管理及び運行管理業務の推進 <p>⑦ 妨害運転など危険な運転の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妨害運転の危険性の周知と S A 等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発 ○ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進 ○ 車両運転中の携帯電話等使用時の危険性（安全不確認等）の周知 ○ 運転に集中することの大切さに関する啓発の推進 <p>(2) 期間を定めて行う運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 春の全国交通安全運動 4月 6 日（土）～15 日（月） ○ 夏の交通安全県民運動 7月 11 日（木）～20 日（土） ○ 秋の全国交通安全運動 9月 21 日（土）～30 日（月） ○ 年末の交通安全県民運動 12月 11 日（水）～20 日（金） <p>(3) 日を定めて行う運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全県民の日 每月 1 日・15 日 ○ 自転車の日 5月 5 日 ○ 高齢者交通安全の日 每月 15 日 ○ 横断歩道おもいやりの日 每月 11 日・21 日 <p>2 交通安全活動事業</p> <p>(1) 横断歩行者の保護活動の推進</p> <p>令和 2 年度から横断歩道における安全対策を推進項目として取り組んでいますが、依然として横断歩道での交通事故が後を絶たない状況にあります。</p> <p>「信号機の無い横断歩道での車の一時停止状況全国調査」（JAF 調べ）においても当県の結果は、一昨年より上昇し 50.0% となり全国平均を 4.9 ポイント上回りましたが、未だ半</p>
--	---

分の車が停止していない状況にあります。

このため、引き続き運転者等に交通法規の周知・徹底を図り、歩行者を優先・保護する意識を醸成し、歩行者に優しい運転意識の醸成を目指します。

(2) 歩行者、自転車利用者に対する交通安全活動

ア 歩行者、自転車利用者の交通安全講習会の開催

協会支部において関係機関等と連携し、歩行者の正しい道路横断及びハンドサインの周知と実践等や自転車の正しい乗り方についての講習会を開催します。

イ 自転車安全教育指導員の育成等事業

自転車安全教育指導員を育成するための研修会及び新たに指導員として認定登録するための講習会を開催します。

ウ 自転車の安全利用対策

県自転車商業協同組合等と連携し、富山県自転車活用推進条例等に定められた自転車損害賠償保険等の周知と加入の促進を図るとともに、自転車の安全整備の普及を目的とした街頭点検等を実施します。

エ 改定「自転車安全利用五則」の周知

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたものの、警察庁の全国調査で当県は10.3%で全国平均を3.2ポイント下回っており、改定「自転車安全利用五則」の資料等を活用するなどヘルメットの着用を促進していきます。

(3) 運転者に対する交通安全活動

ア 運転者講習会等の開催

運転者講習会やシルバードライビングスクール等を開催します。

イ 交通安全チャレンジ1・2・3運動の推進

富山県「交通安全チャレンジ1・2・3運動」実行委員会の構成団体として、企業や住民に運動への参加を呼びかけます。

ウ 各種マークの普及

道路交通法に定められた初心運転者マーク、高齢運転者マーク及び身体障害者マーク等の普及に努めます。

(4) 交通安全用品等の配布・普及・貸出し

ア 交通安全用品の配布

児童及び街頭活動従事者等に交通安全帽子、ランドセルカバー、ウインドブレーカー、交通腕章等を配布します。

イ 交通安全用品の普及

反射材付のシューズ、傘、自転車取付け反射材等の交通安全用品の普及に努めます。

ウ 交通安全資機材等の貸出し

チャイルドシート、交通安全教育用DVD、酒酔い体験ゴーグル等を貸出します。

(5) 交通安全活動等に関する情報提供

ア ホームページ等による提供

一昨年リニューアルした県安全協会のホームページにより各支部の活動状況をより分かりやすく掲載するとともに、SNS等を活用した各種活動についての積極的な情報発信に努め、安全協会の活動に対する県民の理解を深めていきます。

イ 交通事故白書の作成・配付

2023年中の富山県内における交通事故を分析した交通事故白書を作成し、関係先に配布します。

ウ 交通安全に関する資料等の提供

交通関係法令の改正に関する資料、交通安全に関する資料等を提供します。

(6) 交通安全に関する調査

シートベルト等の着用率や反射材利用状況等の交通安全に関する実態調査を行い、広報啓発活動等に活用します。

(7) 交通安全施設等の設置

関係機関等と協議し、次の交通安全施設等を設置します。

- 見通しの悪い交差点等におけるカーブミラーの設置
- 通学路等における安全確認を促すトップマークの標示

(8) 地域交通安全活動推進委員の育成等

富山県からの委託を受け地域交通安全活動推進委員の育成と活動の促進を目的として、地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会及び研修会等を開催するなどの業務を行います。

(9) 交通安全競技大会等の開催

ア 県大会の開催

- 交通安全子供自転車富山県大会の開催

7月初旬、交通公園自転車練習コース等において、交通安全子供自転車富山県大会の開催を予定しています。

- シルバードライビングコンテストの開催

10月中旬、運転教育センターコース等において、シルバ

	<p>ードライビングコンテストの開催を予定しています。</p> <p>イ 地区における開催</p> <p>協会支部の状況に応じて、交通安全自転車大会や自動車安全運転大会等を開催します。</p>
3 交通安全啓発・広報事業	<p>(1) 交通安全県民大会等の開催</p> <p>ア 富山県交通安全県民大会の開催</p> <p>9月3日(火)、富山県民会館において、富山県交通安全県民大会を開催します。</p> <p>イ 交通安全市民大会等の開催</p> <p>協会支部において、交通安全市民大会等を開催します。</p> <p>ウ 交通安全特別展示会の開催</p> <p>9月中旬、交通公園において、関係機関等の協力を得て、交通安全特別展示会を開催します。</p> <p>エ 交通安全全国民運動中央大会への参加</p> <p>令和7年1月下旬、東京都内において開催予定の「交通安全全国民運動中央大会」に表彰受賞者等が参加します。</p>
	<p>(2) 各種広報媒体を活用した交通安全広報の推進</p> <p>ア 広報紙、チラシの発行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部広報紙「交通安全とやま」及び支部広報紙を作成し関係団体や企業、家庭に配布します。 ○ 各季の交通安全運動期間等にポスター等を掲出するほか、チラシを作成し配布します。 <p>イ ラジオ・新聞等による広報</p> <p>各季の交通安全運動期間を中心にラジオ・新聞・ケーブルテレビ・インターネット等を活用して広報を行います。</p> <p>ウ 電光掲示板・広報塔・のぼり旗等による広報</p> <p>既設の電光掲示板・広報塔・広報板等を活用するほか、のぼり旗等による広報を行います。</p> <p>エ 広報車及びパト電並びにパトバスによる広報</p> <p>各季の交通安全運動期間を中心に広報車による街頭広報を行うほか、パト電並びにパトバスによる通年広報を行います。</p>
	<p>(3) 交通安全啓発行事の開催と参画</p> <p>ア 交通安全啓発行事の開催</p> <p>関係機関等と連携し、地域住民等の参加を得て交通安全啓発活動を実施します。その主な活動は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故防止のヒヤリ・ハットマップの作成 ○ 各地域の特産品を活用した交通安全キャンペーン

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者無事故コンクール イ 全国の交通安全啓発行事への参画 全日本交通安全協会が主催する次の行事に住民の参加を呼びかけます。 ○ 交通安全年間スローガン（標語）の募集 ○ 交通安全ファミリー作文の募集 ○ 交通安全ポスター・デザインの募集 <p>(4) 駐車・交通規制等についての広報・啓発の推進 道路における駐車、交通規制及び道路使用の適正化に関する広報啓発活動を行います。</p>
4 交通安全活動支援事業	<p>(1) 地域支部等の交通安全活動に対する支援 協会支部は、地域に密着した交通安全活動を推進するため、地域単位等の支部が行う交通安全活動に対して支援します。</p> <p>(2) 交通安全行事に対する支援 企業及び団体等が実施する新入学児童等への交通安全用品の贈呈や高齢者等を交通事故から守る事故防止コンクール等の活動に対して支援します。</p> <p>(3) 交通安全関係団体等への支援 交通指導員協議会、交通安全母の会及び老人クラブ（長寿会）等の団体が行う交通安全活動に対して支援します。</p>
5 優良運転者等の表彰事業	<p>(1) 全日本交通安全協会に対する表彰候補者・団体の推薦 長期にわたり交通安全活動に顕著な功労のあった個人、団体及び優良運転者に対する交通栄誉章、交通安全優良団体表彰、交通安全優良学校表彰等の候補者・団体の推薦を行います。</p> <p>(2) 中部交通安全協会協議会に対する表彰候補者・団体の推薦 長期にわたり交通安全活動に多大な功労のあった個人、団体及び優良運転者に対する交通安全功労者及び功労団体表彰、優良交通安全協会表彰等の候補者・団体の推薦を行います。</p> <p>(3) 富山県警察本部長・富山県交通安全協会長連名表彰 地域における交通安全活動に多大の功労のあった個人、団体及び優良運転者に対し表彰を行います。</p> <p>(4) 富山県交通安全協会長表彰・感謝状 交通安全活動を推進し交通事故防止に努めた協会支部に対</p>

	<p>し表彰を行い、また、交通安全活動に功労のあった警察官に対し感謝状を贈呈します。</p> <p>(5) 警察署長・支部交通安全協会長連名表彰 協会支部において、長期にわたり交通安全活動に功労のあった個人、団体及び優良運転者に対し表彰を行います。</p> <p>(6) 支部交通安全協会長感謝状 協会支部において、交通安全に功労のあった警察官に感謝状を贈呈します。</p>
6 交通事故・ 交通安全相談 事業	<p>(1) 交通事故相談 交通事故に関する相談に応じ、相談者が抱えている悩みや問題が解決できるよう指導、助言を行います。</p> <p>(2) 交通安全相談 駐車、交通規制、道路使用に関する照会や相談に応じ、警察署等関係機関に報告を行うなど、必要な措置を講じます。</p>
7 交通安全博物館における 交通安全教育等事業	<p>(1) 開館 博物館法に基づく交通安全を主体にした博物館として、午前9時から午後4時30分まで（毎週土曜日、祝日、12月29日から1月3日までを除く）開館（無料）します。</p> <p>(2) 展示品等 ア 常設展示 「街からくりウォール」、「歌で覚える交通安全」、「危険予知力再発見」、「子供用免許証発行システム」「自転車シミュレーター」等の体験型交通安全機器を設備して活用を図るほか、運転免許証の移り変わり、知っておきたい道路標識、反射材、白バイ、クラシック型ミニカー、各季の交通安全運動ポスター、交通年表等を展示します。 イ 特別展示 「富山県内の交通事故発生状況」、「交通安全スローガン」、「交通安全標語」、「なくそう自転車の交通事故」、「交通安全活動写真」等を季節に応じ展示します。</p> <p>(3) 記念撮影（無料）の開設 乳幼児連れの運転免許更新者等が、一時的に乳幼児を預けることができる「託児所」を、月1回、館内に開設します。</p>

8 交通安全自転車練習コースにおける交通安全教育等事業	<p>(1) 開園 午前 9 時から午後 4 時まで（毎週月曜日、祝日、12 月 1 日から 3 月 31 日までを除く）開園（無料）します。</p> <p>(2) 自転車に関する交通ルールの普及 自転車練習コースに信号機、横断歩道、踏切等を設置するとともに、子供用自転車及び乗車ヘルメット等を無料で貸出し、自転車に関する正しい交通ルールの普及を図ります。</p> <p>(3) 自転車の正しい乗り方教室の開催 学校、企業等の要望に応じ、自転車の正しい乗り方教室を開催するほか、初めて自転車に乗ろうとする児童等を対象に自転車の安全な乗り方の指導を行います。 夏休み期間中に、「交通安全サマースクール」を開催し、自転車の技能向上と交通ルールの普及を図ります。</p>
-----------------------------	--

II 運転者に対する交通安全講習等事業

事業項目	事 業 内 容
1 運転免許停止処分者等講習委託事業	富山県公安委員会が行う運転免許の保留、効力の停止又は 6 カ月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者等に対する講習業務の委託を受け、適正に講習を行います。
2 運転免許更新時講習委託事業	富山県公安委員会が行う運転免許証の更新を受けようとする者等に対する講習業務の委託を受け、適正に講習を行います。
3 運転免許申請等補助委託事業	富山県公安委員会が行う運転免許申請等補助、再交付申請及び更新等通知業務の委託を受け、適正に業務を行います。

III 公益目的事業推進に関する事業

事業項目	事 業 内 容
1 理事会・評議員会	協会の業務を執行するため、定款等に基づいて、理事会及び評議員会を定時又は臨時に開催し事業計画等について審議します。
2 会員入会依頼業務	公益目的事業を推進するため、運転免許更新者や地域住民の方々に、会員としての協力金及び賛助金の納入を依頼します。
3 情報公開	協会ホームページと事務局において、予算及び決算、事業計画及び実施結果等の概要を公開するほか、県運転教育センターロビーのモニター画面を活用し各種交通安全活動事業を紹介します。

4 職員研修	全日本交通安全協会や自動車安全運転センター安全運転中央研修所において開催される交通安全教育や運転教習指導等に関する研修会に関係職員を派遣し、公益目的事業の推進に必要な知識や技能の習得を図ります。
5 支部事務局長等会議	交通安全活動推進センター業務等を効果的に推進するため、必要な都度、支部事務局長等会議を開催します。
6 支部事業推進会議	支部において、公益目的事業を効果的に推進するため、必要な都度、地域単位支部役員の会議を開催します。
7 他団体主催会議への出席	交通安全対策を総合的に推進するため、関係機関・団体が主催する会議に関係者が出席し、公益目的事業の推進について協議します。

【第2 公益事業に資するための収益事業に関する事項】

事業項目	事業内容
1 道路使用許可現地調査	富山県から、道路使用許可に関する道路又は交通の状況調査事務の委託を受け、適正に処理します。
2 自動車保管場所現地調査	富山県から、自動車保管場所証明の現地調査事務の委託を受け、適正に処理します。
3 自動車保管場所標章作成	富山県から、自動車保管場所の標章作成事務の委託を受け、適正に処理します。
4 運転研修センター事業	<p>(1) 運転教習及び普通免許に係る取得時講習業務 各種の運転免許取得予定者に対する運転教習と普通免許に係る取得時講習を行います。</p> <p>(2) 特別運転教習業務 企業等からの依頼により、新入社員等の職員に対する安全運転指導を行います。</p> <p>(3) 運転適性指導 希望者を対象に運転シミュレーターや動体視力計等を使用した運転適性検査を行います。</p>

	<p>(4) シルバー・ドライビングスクール業務 富山県から、シルバー・ドライビングスクール業務の委託を受け、適正に業務を行います。</p> <p>(5) 高齢者講習業務 富山県から、高齢者講習業務の委託を受け、適正に業務を行います。</p> <p>(6) 原付講習業務 富山県から、原動機付自転車の運転に関する講習業務の委託を受け、適正に業務を行います。</p>
5 運転者便益事業	運転免許更新者等の利便を図るため、写真撮影、収入証紙及び交通安全用品販売並びに運転免許証の代理受理及び郵送業務を行います。
6 その他事業	その他公益事業に資するための各種収益事業を行います。

別表

令和 6 年度中の富山県交通安全協会主要行事計画

月	富山県交通安全協会主要行事	全日本交通安全協会等関連行事
4 月	春の全国交通安全運動出発式 5 日（金） パトバス出発式 15 日（月） 支部事務局長会議（中旬）	春の全国交通安全運動（11～20 日）
5 月	定例理事会 22 日（水）11:00 富山電気ビル	道路使用適正化業務担当者研修会（17 日・東京）
6 月	地域交通安全活動推進委員協議会連合会総会（中旬） 定時評議員会 24 日（月）11:00 富山電気ビル	全日交理事会（4 日・東京） 全日交定時評議員会（20 日・東京） 地域交通安全活動推進委員全国研修会（21 日・東京）
7 月	交通安全子供自転車富山県大会 7 日（日） 夏の交通安全県民運動（11～20 日）	中部交通安全協会協議会総会（25 日・三重）
8 月	支部事務局長会議（中～下旬）	交通安全子供自転車全国大会（7 日・東京）
9 月	交通安全県民大会 3 日（火） 交通公園交通安全特別展示（中旬） 秋の全国交通安全運動（21～30 日）	交通栄誉章「緑十字銅章」表彰 秋の全国交通安全運動（21～30 日）
10 月	シルバードライビングコンテスト 19 日（土） 地域交通安全活動推進委員研修会（上旬～計 4 回） 自転車安全運転教育指導員研修会（下旬）	自転車安全整備推進中部ブロック会議（16 日・富山）
11 月		中部交通安全協会協議会事務局長会議（14 日・富山）
12 月	年末の交通安全県民運動（11～20 日）	
1 月	支部事務局長会議（下旬）	交通安全国民運動中央大会（中旬・東京） 交通栄誉章「緑十字金・銀章」等表彰
2 月	（富山県「交通安全チャレンジ 1.2.3 運動」実行委員会） （富山県交通対策協議会委員会・幹事会）	
3 月	定例理事会（下旬）	全日交理事会（中旬・東京） 都道府県交通安全協会専務理事等会議（中旬・東京）